

社会福祉法人徳永会すばる  
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳永会すばる（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 法人は、評議員及び役員に対し、その職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬は支給しない。

- 2 評議員の報酬は、日額とし、評議員会への出席、法人・施設業務のために出勤した場合に支給する。
- 3 非常勤の役員のうち理事の報酬は、日額とし、理事会等会議への出席、法人・施設業務のために出勤した場合に支給する。
- 4 非常勤の役員のうち理事長の報酬は、月額とし、就任の月から毎月支給する。
- 5 非常勤の役員のうち監事の報酬は、日額とし、理事会への出席、法人・施設業務のために出勤した場合に支給する。ただし、監事監査実施にかかる報酬については、監査報告の作成及び通知をもって支給する。

(報酬等の額)

第4条 評議員に対して、各年度の総額が800,000円を越えない範囲で報酬等を支給することができる。

- 2 役員に対して、各年度の総額が3,500,000円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。

- 3 各評議員に対する報酬は、別記1に定める額とする。
- 4 各非常勤の役員に対する報酬は、別記2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 評議員及び役員に対する報酬は、報酬の支払い事実が発生した翌月20日に指定された預金口座への振り込みにより支給する。ただし、支払日が休日にあたるときはその前日を支給日とする。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

- 第6条 評議員及び役員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を現金により支給する。
- 2 評議員及び役員が職務遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を現金により支給する。

(公表)

- 第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日の定時評議員会の終結の時から施行する。

別記1 各評議員に対する報酬

日額 20,000円

別記2 各非常勤の役員に対する報酬

理事 日額 20,000円

理事長 月額 100,000円

監事 日額 20,000円

ただし、監事監査実施にかかる報酬については、監査報告の作成及び通知をもって30,000円を支給する。